

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、交流人口・物流を増大させ、地域発展や経済社会活動を支え、地域を結び成長をもたらすストック効果が期待できる社会資本であるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠かせない重要な社会基盤の一つである。

本市では、地方創生の取り組みに当たり、多様な資源を繋ぎ一体的なブランドとして発信するため、広域的な市域を有機的に結ぶ市内の路線を地域の神話と伝説にちなみ「比婆いざなみ街道」と命名し、地域資源の認知度向上と、交流人口の増加や地域経済の活性化に向けた取り組みを進めているが、未整備の道路が多くネットワークが不十分な状況にあり、道路整備は喫緊の課題となっている。

現在、道路事業においては、「道路整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が 55%に嵩上げされており、この嵩上げ規定が平成 29 年度までの時限措置となっている。

道路整備の多くに補助事業を活用する本市において、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、新たな財政負担の増加をもたらす、地方創生の大きな足かせとなり、地域活力の低下を招きかねないものである。

よって、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により地方創生が推進され、地域の活性化が図られるよう、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成 30 年度以降も現行制度を継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 29 日

広島県庄原市議会